

**捕集機能を標ぼうしないマスクの
表示・広告自主基準**

(一社)日本衛生材料工業連合会

制定 2026年2月14日

捕集機能を標ぼうしないマスクの表示・広告自主基準

1. 目的

「マスク」に適正な表示および広告を行うことによって、消費者の適切な理解と使用を普及することを目的とする。

2. 定義

- ・本基準で定めるマスクとは、天然繊維・化学繊維の織編物または不織布等を主な本体材料として、口と鼻を覆う形状で、JIS T9001, JIS T9002 で規定する捕集性能を標ぼうしないが、3.1 に記載するような使用シーンを目的に使用される、医薬品医療機器等法に該当しない衛生用品を言う。
- ・JIS T9002 感染対策医療用マスク及び、JIS T 9001 で定める医療用マスク（サージカルマスク）・一般用マスクは除く。

3. 効能・効果の表現の範囲

- 3.1 「医療用マスク」「サージカルマスク」「一般用マスク」という単語は記載できない。使用シーンの一環として下記文言を記載することは可能だが、効果を謳うことはできない。

花粉の季節に、花粉シーズンに
かぜの季節に、かぜシーズンに ※風邪の漢字記載は不可

- 3.2 マスク全体として、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品的な効能、効果および性能の標ぼうと消費者に誤認を与えるような以下の表示はしてはならない。

- 1) 「疾病の予防、治癒効果」「薬理効果」の表示。
- 2) 「具体的なウイルス、菌の名称」の表示。
- 3) 「物理的な性能」を記載する場合にあっても「具体的なウイルスや菌の名称」の表示。

- 3.3 マスクの性能、品質、規格その他の内容について

消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると誤認を与える表示はしてはならない。尚、本項の本体部とは、マスクの呼吸に係る本体（耳掛けゴムなどの附属を除く）部である。

- 1) 外からの微粒子の侵入を完全に防止することには限界があることから、次の表示をパッケージの前面に記載すること。

「マスクは感染（侵入）を完全に防ぐものではありません。」
(8ポイント以上で記載する)

- 2) 抗菌加工

口元側(口元や肌に触れる面)の不織布や布等の素材は、直接 口や肌に触れることから抗菌加工した素材を使用することはできない。

抗菌加工素材を配置する場合は、JIS L1902 に基づく日衛連認定試験機関など公的試験機関の抗菌試験結果が必要である。

抗菌剤使用の場合は、欄を設け、項目名を「抗菌剤」とし、抗菌剤の種類と抗菌部位を表示する。「抗菌剤の種類」と「抗菌加工部位」に項目を分けての表示も可とする。表示にあたっては、「(一社)日本衛生材料工業連合会の定めた抗菌自主基準(JIS法に準拠)の6.表示基準」に従い表示すること。当該性能がマスク全体性能を示すものでないことを消費者に明確に認識されるように表示すること。また着用中の効果を示すものではないことを注記する必要がある。

記載例：抗菌加工フィルタ採用

フィルタ表面の菌の増殖を抑制(全ての菌に効くわけではありません)

3) 抗ウイルス加工

使用できない部位は、2)抗菌加工と同一であるが、肌に面していない部位の抗ウイルス加工の記載に限られる。

JIS L1922に基づきA型インフルエンザ・ネコカリシウイルス両方またはいずれかの公的試験機関の抗ウイルス試験結果が必要であるが、表示にあたっては該当性能がマスク全体性能を示すものでないことを消費者が明確に認識されるように表示すること。また着用中の効果を示すものではないことを注記する必要がある。

4) その他試験*

抗菌、抗ウイルス試験以外の試験(接触瞬間冷感、消臭)を表記する場合において、JIS法、ISO法が存在する場合は、原則その試験法にて評価を実施すること。また素材の試験結果であることを記載し、当該性能がマスク全体性能を示すものでないことを消費者に明確に認識されるように表示すること。

またマスク着用中の瞬時の効果を示すことができない場合は、マスク着用中の効果ではないことが理解できるよう表現に注意すること。

なお試験は公的試験機関とする。

※JIS T 9001に規定されている、捕集性能(花粉捕集効率、VFE、BFE、PFE)、可燃性、通気抵抗(圧力損失)、人工血液バリア性、遊離ホルムアルデヒド、特定アゾ色素、蛍光以外の試験などを含む

5) 安全衛生項目の確認

JIS T 9001に定める遊離ホルムアルデヒド試験及び特定アゾ色素試験、蛍光試験の品質基準を満たすこと。

6) 国際機関の標章

国際機関(政府間の国際機関およびこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう)と関係があると誤認させるような表示(ただし、この国際機関の許可を受けたときはこの限りでない)を最終製品の容器・被包または広告についてその標ぼうをしてはならない。

4. その他最終製品の容器・被包に表示すべき事項

第一項 枠内表示事項(参照：5、6ページ表示例に示す形を原則採用する事)

1) (一社)日本衛生材料工業連合会自主基準による表示

2) 品名

商品名または販売名を記載すること

3) 素材名

本体・耳ひも部（部位は参考図1を参照）・マスクの形状保持具（ノーズフィッター等）の素材名称を表示する。

4) 素材を加工している場合（加工している場合：加工は任意です）

たとえば抗菌加工をしている場合は、欄を設け、項目名を「抗菌剤」とし、抗菌剤の種類と抗菌加工した部位を表示する。「抗菌剤の種類」と「抗菌加工部位」に項目を分けての表示も可とする。表示にあたっては、「(一社) 日本衛生材料工業連合会の定めた抗菌自主基準（JIS法に準拠）の6. 表示基準」に従い表示すること。

このように付加機能として素材を加工している場合は、その部位と内容を記載。

5) 入数

〇〇枚 取替えパーツがある場合は別に表記（替えフィルターフィルタ 〇枚）

6) 販売者の名称、住所および電話番号

「販売者」とは消費者に対し製造・製品（表示含む）の全責任を負う企業を指す。製造委託をしており「販売者」が製造していない場合でも、「販売者」が消費者に対する全責任を負う。住所と電話番号は必ず記載のこと。

7) 包装材

材質を記載すること。

枠内表示方法

- (1) 表示に用いる文字および枠の色は、背景の色と対照的な色など、明瞭な記載とし、見やすい表示に留意すること。
- (2) 枠と文字の大きさは、表示可能面積との関係から明瞭であれば任意とする。
- (3) 枠内表示の字数が多いときは枠外での表示も可とする。

第二項 枠外表示事項

1) 使用方法

適切にマスクを装着できるよう、イラストや文言で装着方法または使用方法を明記すること。

2) 注意書き等その他表示事項

(1) 使用上の注意事項

- ① 有害な粉塵やガス等が発生する場所やそれを防ぐ目的での使用を禁止する旨
- ② 肌の異常時および肌に合わない場合は使用を中止する旨
- ③ 臭いで気分が悪くなった場合は、使用を中止する旨
- ④ 乳幼児の手の届かない所への保管を喚起する旨
- ⑤ マスクの形状保持具等を折曲げたりする際には、端部の飛び出しによるけがのリスクを避けるため注意する文言
- ⑥ その他の製品特性による必要な注意事項（火気のそばでの使用を避ける旨、加工剤又は抗菌剤の種類または加工部位についての使用上必要な注意事項等）

(2) 原産国表示（本体の成型工程または縫製工程を行った国）

* 取替えフィルタや附属品などの取替え・交換可能部位を組み合わせるものにあつては、マスクの原産国を表示するとともに、取替え部分の生産国を表示する。なお、該部分の生産国の表示は、原産国表示と間違われぬよう記載内容は注意

する。

例) 原産国：中国 フィルタ：日本

(3) 製造番号または製造記号

3) サイズ表記

本体部のサイズを記載すること。なお、記載位置は（一社）日本衛生材料工業連合会自主基準の枠内表示外への記載を原則とする。

第三項 環境配慮に関する記載

1) (一社) 日本衛生材料工業連合会の定める使用後処理の絵表示「ポイ捨て禁止マーク」「適切な廃棄マーク」を記載する。

【使用後処理の絵表示】

- (1) 使用後の廃棄方法をわかりやすく伝え、廃棄による環境への影響を極小化するために、業務用製品、輸入製品問わず、対象商品には以下の絵表示を必ず記載すること。なお、絵表示に隣接して記載されている「ポイ捨て禁止」「適切な廃棄をころがけましょう。」の文言については、各社の判断により記載しないことも可能とする。



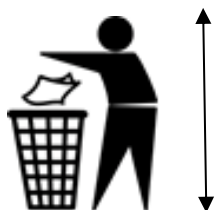
ポイ捨て禁止



適切な廃棄をころがけましょう。

(2) 絵表示の色は、高い視認性が得られるよう、背景とのコントラストが十分に高くないといけない。表示場所は問わない。

(3) 絵表示のサイズは、マークの直径縦長さが 6.35mm 以上であることが望ましいが、識別可能なサイズとする。



2) 環境情報サイトへのリンク

- (1) 使用後の製品のポイ捨てを減らすために消費者に情報を発信し、責任ある消費者行動を推奨することを目的とした（一社）日本衛生材料工業連合会の環境サイトへのリンクとして、図に示す QR コード、スペース的に無理な場合は WEB アドレスで記載すること。またそれら近接する場所に「（一社）日本衛生材料工業連合会（もしくは JHPiA）からの環境情報はこちら」等の文言を記載すること。

URL : https://www.jhpia.or.jp/about/environ_info/mask/



(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準の枠内表示例

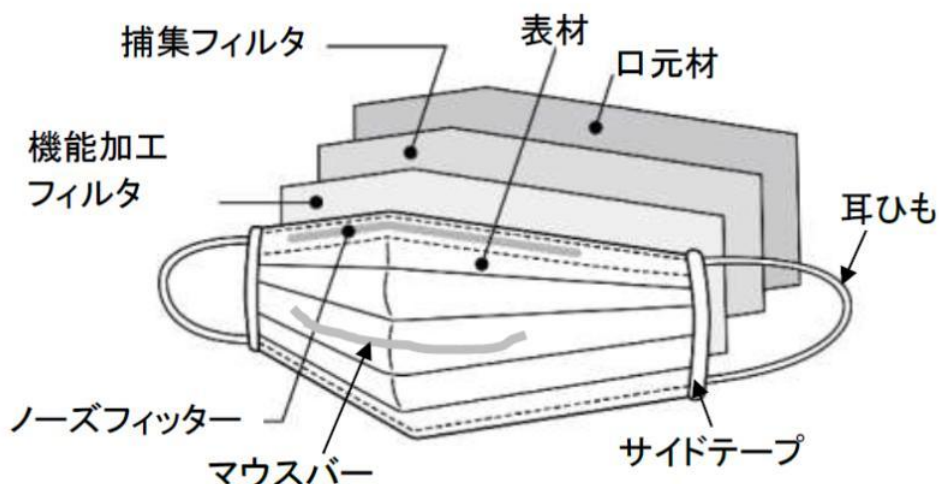
(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	〇〇〇〇〇
素材名	本体部：ポリエチレン 耳ひも部：ポリエチレン その他；ノーズフィッター：ポリエステル
入数	30枚
販売者名	〇〇〇株式会社 〒108-〇〇 東京都港区〇〇〇 お客様相談室 0120-〇〇〇〇
包装材	紙

(枠内表示例) 抗菌剤使用の場合 (加工している場合。加工は任意です)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	〇〇〇〇〇
素材名	本体部：ポリエチレン 耳ひも部：ポリエチレン その他；ノーズフィッター：ポリエステル
抗菌剤	抗菌剤の種類：無機系抗菌剤、カテキン など 抗菌加工部位：外側から2層目の不織布
入数	5枚
販売者名	〇〇〇株式会社 〒108-〇〇 東京都港区〇〇〇 お客様相談室 0120-〇〇〇〇
包装材	ポリプロピレン

図1

本体部は「口元材・捕集フィルタ・機能加工フィルタ・表材」を指します



5. 記載不可表現の事例

以下の記載は不可とする事例。

記載不可表現	理由
感染対策用、防塵用、N95 相当	定義に該当しないマスクの表示の為記載できない。
医療用マスク、サージカルマスク、一般用マスク、JIS T 9001 適合品に準ずる・相当などを商品名や商品説明に使用。	JIS T 9001 に基づいた適用範囲の用語に定義されている為、記載・使用できない。
強調、断定表現の禁止 完全にカット、完全にブロック、完全に阻止、完全に防御、100%ガード、100%阻止、世界一	3.3 記載している「消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると誤認を与える表示はしてはならない。」という項目に該当するため
不活化、不活性化、不活動化 ウイルスや菌の破壊、分解、滅菌、殺菌、除菌 具体的な菌、ウイルス名およびインフルエンザ、試験で使用した菌名、ウイルス名の記載 抗菌マスク、抗菌作用マスク、花粉カットマスク、ウイルス飛沫カットマスク、抗ウイルスマスク、抗ウイルス作用マスク	3.2 1)～3)に記載している「治癒効果・具体的なウイルス、菌、インフルエンザの名称を記載してはならない」という項目に該当するため。 3.3 に記載している「消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると誤認を与える表示はしてはならない。」
WHO 推奨、FDA 推奨、国際機関のロゴ、標章	3.3 5)に記載している「国際機関と関係があると誤認させるような表示を標ぼうしてはならない」に該当するため。
〇〇病院、〇〇医師、〇〇医療機関採用または推奨 景品表示法に抵触する表現 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触する表現 事実無根、科学的根拠がない表現	3.2, 3.3 に記載している項目に該当するため

以上

附則

1. 施行 2006年1月1日
2. 改定 2008年3月1日
3. 改定 2012年3月1日
4. 改定 2013年3月15日
5. 改定 2021年12月10日 (2区分)
6. 改定 2026年2月14日